

【重要：2020年9月17日（木）から健康保険証がお申込み時本人確認書類の対象外となります】

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行改正により、被保険者等番号が個人単位化されることに伴い、2020年10月1日（木）から、個人情報保護の観点から健康保険事業とこれに関連する事務以外に保険者番号および被保険者等記号・番号等の告知を求めることを禁止する（いわゆる「告知要求制限」）規定が設けられます。

これに先立ち、「キャッシュパスポートプラチナ」では、2020年9月17日（木）以降のお申込みについて、健康保険証を本人確認書類の対象から除外いたします。

2020年9月17日（木）以降、「キャッシュパスポートプラチナ」お申込み時にご提出いただける本人確認書類は以下の通りです。

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 在留カード／特別永住者証明書